

# 広島県における取組

(県・市町を通じた行政サービスの最適化)

- 市町村間の事務の共同処理の変遷
- 広島県の権限移譲の実績と評価
- 県市町を通じた最適化（1）市町間連携の取組
- 県市町を通じた最適化（2）県・市町連携の取組



平成28年12月27日  
広島県地域政策局政策監  
村上 明雄

# 【第1回資料】広島県における取組(県・市町を通じた行政サービスの最適化)

- 広島県においては、全国トップレベルの市町村合併、県から市町への事務の権限移譲が進展していることから、都道府県による補完に限らず、事務の性質や地理的条件、専門人材の配置状況などに応じた枠組みを検討し、県・市町を通じた行政サービスの最適化を目指している。
- 具体的には、既に市町に権限を移譲した事務で特に専門性が高い事務（社会福祉法人の監査や生活衛生等）については、ノウハウの共有や専門職員の登録制度等の市町間連携の取組を進めつつ、県は外部専門家の斡旋や研修等の支援を行っている。
- また、県と市町に共通する専門性が高い事務（税の徴収、行服法の第三者機関事務等）については、共同実施したり、県が受託するなど、県と市町が連携して取り組んでいる。

## 1 市町間連携の取組

○専門性が特に高い移譲事務を対象。県の支援策と併せ、新たに指定都市・中核市を中心とした市町間連携に着手。

移譲事務	県の取組	中心市による取組	中長期的な可能性
大規模小売店立地法 [全市町で実施]	・実務者研修会の開催 ・有識者会議の効率運用検討	・自らの実施事例を紹介 ・同 左	有識者会議の共同化
社会福祉法人の監査 [19市町（市は法定事務）]	・市町への外部専門家の斡旋 ・監査時に希望市町同行	・監査時に希望市町同行	複数市町による監査業務の共同化
生活衛生に関する事務 [14市町]	・市町の取組事例の提供 ・市町の立入検査に県が同行	・立入検査時に希望市町同行 ・技術系職員のOB登録制度	県市町共同で専門人材を確保する仕組づくり

## 2 県・市町連携の取組

○県・市町に共通する専門性が高い事務を対象に、県と市町による連携の仕組みづくりに取り組むこととしている。

(1) すでに実施中のもの	(2) 今後、新たに検討着手する分野	
○職員研修 ～ひろしま自治人材開発機構の共同設置	物品調達	(例) 県の物品調達電子入札システムの共同利用
○税の共同徴収 ～県職員が市町職員を併任し、個人市町村民税・県民税の徴収を共同実施	水道事業	(例) 県及び市町の水道事業の広域連携
○行服法の第三者機関事務 ～18市町・10一部事務組合の事務を県が受託	医療介護	(例) 地域医療データ等について市町との共有
	社会資本	(例) 工事積算・現場監督指導など専門業務の支援

# 1 市町村間の事務の共同処理の変遷 ～平成の大合併で何が起きたか

- これまで広島県では、市町村間における事務の共同処理は一部事務組合を中心に幅広い分野で取り組まれてきたが、平成の大合併を契機に大きく変容を遂げた。
- 従来型の業務分野については、合併後の市町の行政体制強化に伴い共同処理の必要性は相対的に薄れつつある一方で、今日的な行政テーマ（国・県からの移譲事務への対応、社会資本の老朽化対策など）については、新たな広域連携の仕組みづくりの動きが芽生えつつある。

【一部事務組合の推移】

		【合併前】	【合併完成時】	【現在】
		平成11年度 (11.11.1現在)	平成18年度 (18.4.1現在)	平成28年度 (28.4.1現在)
一部事務組合数 (退職手当、公務災害、後期高齢者医療、公営競技を除く)		60 (ほか4)	20 (ほか3)	12 (ほか3)
主な内訳	病院	3	1	1
	ごみ・し尿	22	6	6
	火葬場	3	1	1
	教育	4	—	—
	消防	10	5	2
	税(滞納整理)	5	1	—
一部事務組合の増減		—	▲40	▲8
延べ構成市町村数		326団体	(略)	32団体
1組合あたり構成市町		5.4団体	(略)	2.7団体
市町村数		86 ・13市 15% ・67町 78% ・6村 7%	23 ・14市 61% ・9町 39% ・0村 0%	23 ・14市 61% ・9町 39% ・0村 0%

- 一部事務組合数は合併前の60組合から、現在は12組合へと大幅に減少した(減少率▲80%)
- 合併を契機とした解散のパターン
  - ①自然消滅型  
～市町村合併により、旧構成団体が1市(町)になったケース
  - ②ねじれ解消型  
～構成団体が都市と合併し脱退した結果、解散に至ったケース  
(例) 消防組合・衛生施設組合の一部
  - ③自己完結型  
～合併後の市町として自己完結を目指し合意解散したケース  
(例) 滞納整理組合、電算処理、衛生施設組合の一部など
- このほか、複合的事務組合⇒単独業務の組合への組換え、「一部事務組合」方式から「事務委託」方式への移行などが生じている。

- 1組合当たりの構成団体数も減少。  
かつては6～9団体(郡単位)で構成されるものが多かったが、現在は一部を除き2団体のみで構成されるもの(相対型)が多い。

- 市町村合併の行政面でのインパクトは、市町村数が86⇒23になったことよりも、73町村が9町となったことの方が大きいのではないかと(▲88%、村は皆減)  
⇒ 職員総数は大幅削減しつつ、市町とも組織体制は充実強化
  - ・市：部制、2人副市長制の導入
  - ・町：担当者・係制⇒課の体制に。市と同様の福祉事務所設置
  - ・危機管理、子育て、情報などの専門部署・職員の配置

## 2 広島県の権限移譲の実績と評価 ～事務の性質からみたアプローチ

- 広島県では「市町村合併が進展しつつある」ことを背景に、基礎自治体が住民に身近な行政サービスを総合的・自己完結的に提供する姿を目指し、自治体規模に差を設けることなく県からの権限移譲を進めてきた。
- 移譲後は窓口サービスなど市町が実施することで住民の利便性が向上したほか、福祉やまちづくりの分野においては、市町の総合性・自主性が発揮されているといった事例が多くみられる。
- 一方、専門性が高い事務や処理件数が少ない事務などにおいては、市町単独で実施する上で困難な事務もあり、引き続き県の支援や新たに市町間連携による取組を展開することとしている。

別冊「県から市町への権限移譲の成果と今後の取組について」のポイント  
～H26に権限移譲の検証として取りまとめたもの～

移譲事務数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月時点で147事務（移譲後の法制化を含む）</li> <li>・23市町延べでは1,871事務</li> </ul>
効果の発現がみられる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利便性の向上など住民サービスの面では概ね所期のもくろみを達成～旅券交付、身体障害者手帳交付、建築確認など窓口サービスの分野では、ほとんどの事務において身近な窓口で申請でき便利になった処理時間が短縮したといった評価</li> <li>○上記に加え、総合性・自主性の発揮の面でも一定の効果が発現～福祉やまちづくりの分野を中心に、市町の関係部署間での円滑・緊密な情報共有や連携した対応が可能になり、住民のライフサイクルを通じた支援、地域の実情に応じた判断やルールづくりなどが展開</li> </ul>
市町が単独で実施するには課題がある事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門性が特に高い事務【類型1（公害・生活衛生・法人監査など）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの事務は衛生職・土木職が担っているものや、公認会計士などの専門的な支援などが必要なものであり、専門性を備えた体制整備が課題。市・町単独では配置が困難な専門人材（リソース）の共有化を含めた新たな仕組みを構築していく必要がある。</li> </ul> </li> <li>○年間処理件数が極めて少ない事務【類型2（工場立地、高圧ガスなど）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定程度習熟すれば対応は可能なレベルと考えられるが、対象件数等の面で全県的に見ても極めて少ない事務もあり、必ずしも広域連携にはなじまないものもある。市町のノウハウ蓄積に向けた方策を検討。</li> </ul> </li> </ul>

### 事務の性質からみたアプローチ（考察）

- 事務の性質【代表例：町設置の福祉事務所、旅券】
  - ・窓口サービス、福祉・まちづくりの分野
  - ・住民に密着した総合的な支援が発揮できる業務（専門性は求められるが一定程度の処理頻度がある）
- 効果発現の要因（強み）
  - ・固有事務とのワンストップ化や一元化が可能
  - ・住民、地域団体との密接な関係が構築
- 支援の方向性
  - ・先進事例や取組の工夫などの情報共有

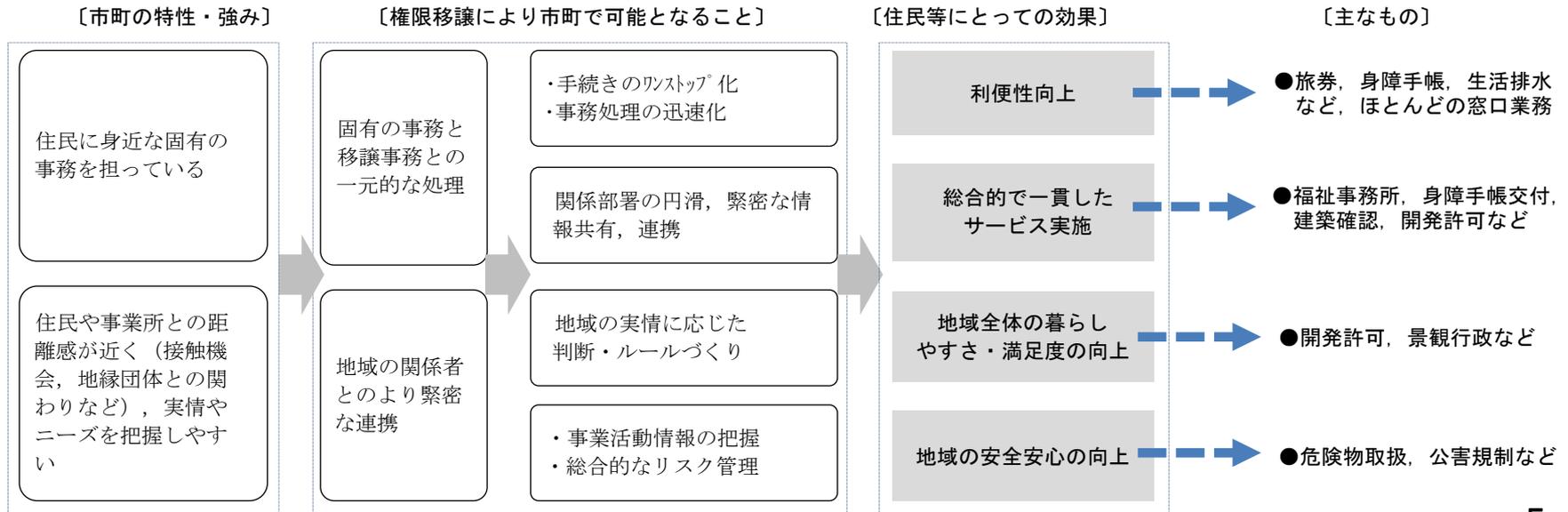
- 事務の性質
  - ・規制、許認可（特に事業所対象のもの）の分野
  - ・専門性が高く、処理件数が少ない業務
- 課題の要因・内容
  - ・専門人材の確保、判断時のノウハウ・知見の蓄積
  - ・市町ごとで運用水準に温度差
- 支援の方向性
  - ・人材共有化を含めた共同処理や機能連携の仕組み
  - ・情報共有、個別の相談対応などノウハウの蓄積支援

# 2 広島県の権限移譲の実績と評価【参考データ①】

## ■ 市町において具体的な成果が認識されている主な事務

移譲を受けた全団体会で具体的な成果を認識	移譲を受けた8割以上の団体会で具体的な成果を認識	その他成果が認められるとの意見があった事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護 【全市町】</li> <li>身体障害者手帳の交付 【全市町】</li> <li>児童扶養手当の認定 【全市町】</li> <li>旅券の申請交付 【全市町】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別児童扶養手当の認定 【全市町】</li> <li>民生委員の指揮監督等 【全市町】</li> <li>生活排水（浄化槽設置届） 【全市町】</li> <li>屋外広告物 【全市町】</li> <li>危険物取扱（火薬、高圧ガス） 【全市町】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原爆被爆者の援護 【全市町】</li> <li>DV被害者の相談支援 【全市町】</li> <li>景観の保全 【全市町】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業者の指定</li> <li>薬事に関する事務（医薬品販売業の許可、毒劇物製造業の登録等）</li> <li>難病に関する事務</li> <li>建築確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子寡婦福祉に関する事務</li> <li>開発行為等の規制</li> <li>建築確認の関連事務（再資源化届出）</li> <li>環境保全型農業の推進</li> <li>道路・街路の整備、維持修繕</li> <li>文化財保護（埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更許可等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援</li> <li>社会福祉法人の定款の認可等</li> <li>生活衛生（理・美容、墓地）</li> <li>野生生物</li> <li>農地法</li> <li>青少年の育成</li> <li>医療法人の設置認可等</li> <li>国土利用計画</li> </ul>

### <市町の特性と住民等にとっての効果>



# 2 広島県の権限移譲の実績と評価【参考データ②】

- 市町が単独で実施するには課題がある事務の類型化  
 ～事務の専門性と発生頻度の観点から4つの区分に分類し、今後の検討の方向性を整理

	専門性が特に高いもの (専門職配置または同程度の知識が必要なレベル)	専門性が必要なもの (一定の習熟度が求められるレベル)
発生頻度・対象事業所が極めて少ない(団体によっては毎年生じない頻度)	<p>専門性が特に高く、処理件数も少ない</p> <p>【経由・本審査権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公害防止 (ダケイキン)</li> <li>○生活衛生 (興行場)</li> <li>○生活衛生 (建築物衛生)</li> <li>○社会福祉法人の監査</li> <li>○大規模小売店舗立地法</li> <li>○土地区画整理</li> <li>○文化財保護</li> <li>○廃棄物処理施設の許可</li> <li>○畜産環境保全 (家畜排せつ物)</li> </ul>	<p>一定の習熟で対応できるが処理件数や対象事業者が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場立地</li> <li>○農業振興地域整備</li> <li>○高圧ガス</li> <li>○採石業</li> <li>○砂利採取業</li> <li>○児童自立生活援助</li> </ul>
一定程度の件数・対象事業者は存在	<p>専門性は特に高いものの、一定程度の事務は発生</p> <p>【経由・本審査権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公害防止 (大気汚染)</li> <li>○公害防止 (水質汚濁)</li> <li>○公害防止 (瀬戸法)</li> <li>○公害防止 (環境保全条例)</li> <li>○公害防止 (特定工場)</li> <li>○生活排水 (浄化槽)</li> <li>○宅地造成</li> <li>○開発行為の許可</li> <li>○肥料取締法</li> </ul> <p>【公物管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活衛生 (旅館)</li> <li>○生活衛生 (公衆浴場)</li> <li>○生活衛生 (理容)</li> <li>○生活衛生 (美容)</li> <li>○生活衛生 (クリーニング)</li> <li>○漁港</li> <li>○港湾</li> <li>○海岸施設 (建設・維持の工事設計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JAS法</li> <li>○野生生物保護</li> <li>○農地法 (転用許可)</li> <li>○林地開発</li> <li>○景観保全</li> <li>○火薬</li> <li>○生活保護</li> <li>○家庭内暴力防止法</li> <li>○介護保険事業者指導</li> <li>○生活衛生 (水道)</li> <li>○生活衛生 (墓埋法)</li> <li>○旅券</li> </ul> <p>【公物管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路・街路 (整備)</li> <li>○道路・街路 (維持)</li> </ul>

類型2 【件数が極めて少ない事務】

**【市町からの意見】**

(主なもの)

- 専門性が高い事務や事務処理件数が少ない事務については、継続的な研修体制や適切な指導・支援が必要。
- 処理件数が少ない事務では研修を受けても実務が伴わずノウハウが蓄積されない。
- 職員数が減少し、一人当たりの業務量が増えており、人材の確保や育成が困難となっている。

類型1 【専門性が特に高い事務】

### 3 県市町を通じた最適化 (1) 市町間連携の取組

- 専門性が特に高い移譲事務については、これまでの県の支援策をより実践的なものに充実させるとともに、新たに指定都市・中核市を中心とした市町間連携にも着手。

#### ■ 取組の内容と実績 (H28. 4月～11月)

移譲事務		①県の取組	②中心市による取組	中長期的な可能性
大規模小売店立地法 [全市町で実施]	新設・変更届 の受理, 報告 徴収等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務者研修会の開催</li> <li>・有識者会議の効率運用検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(同左) ～実務者研修会で事務手続等を広島市, 福山市から説明</li> <li>・(同左) ～広島エリア, 福山エリアにおいて課題抽出や当面の対応策などを関係市町間で協議</li> </ul>	有識者会議の共同化
社会福祉法人の監査 [14市5町(市は法定事務)]	定款認可, 指導監査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町への外部専門家の斡旋 ～公認会計士, 社会保険労務士等を11市町に斡旋</li> <li>・監査の同行支援 ～県の監査に5市町が同行参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査の同行支援 ～広島市, 福山市, 呉市が実施する監査に延べ11市町が同行参加</li> </ul>	複数市町による監査業務の共同化
生活衛生に関する事務 [14市町]	営業許可, 開設届受付, 立入検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の体制整備の支援 ～県内市町の事例紹介 ～移譲事務交付金の算定基礎に監視指導率を反映(予定)</li> <li>・立入検査の同行支援 ～2市町の検査時に県職員が同行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査の同行支援 ～広島市, 福山市, 呉市が実施する検査に延べ7市町が同行参加</li> <li>・技術系職員のOB登録制度 ～広島広域都市圏の取組として制度創設</li> </ul>	県市町共同で専門人材を確保する仕組みづくり

### 3 県市町を通じた最適化 (2) 県・市町連携の取組

- 合併後の行政基盤を支える人材育成や自主財源の確保、地域医療を支える医師確保など、その時代に応じた全県的な政策課題や市町に共通する課題に対応するため、県と市町が一体となった取り組みを進めてきた。
- 今後、人口減少時代を迎え、経営資源が限られてくる中、県市町を通じた行政サービスの最適化を目指すこととしている。

#### ■既に実施中のもの

<p>職員研修の共同実施</p> <p>【平成14年度～】</p>	<p>・県市町が一体となって、地方分権時代を担う自治体職員の育成、県と市町職員の人材ネットワーク形成の観点から、「ひろしま自治人材開発機構」を共同設置。</p> <p>・研修は県の機関である自治総合研修センターで実施するが、市町の人事研修課長（8名）をメンバーに加えた調整会議において、人材育成のニーズや課題の把握、講座の企画や運営改善、市町職員の研修受講呼びかけなどを共有化している。</p> <p>[実績] 市町職員向け研修（課程研修など）、県市町合同研修などを実施 （27年度）県職員：延べ2,677人 市町職員：延べ3,458人が受講</p>
<p>個人住民税の共同徴収</p> <p>【平成18年度～】</p>	<p>・県市町共通の課題である個人住民税の収入未済額の解消と市町職員の徴収技術向上を支援する観点から、市町の要望に応じて共同徴収を実施。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【併任徴収】：県職員が市町職員の身分を併任。職場研修や個別案件のアドバイスのほか、市町職員の身分で納税折衝・差押・搜索など市町が実施する滞納整理に協力。</p> <p>【直接徴収】：高額または困難な滞納案件を県に移管。当該市町職員も県で受け入れ、県が実施する滞納整理に県職員の身分で従事。</p> </div> <p>[実績] H18年度以降、21市町で活用 個人住民税の収入率 ⑱93.3%⇒㉗95.6% 23年度以降は5年連続で上昇</p>
<p>改正行政不服審査法の第三者機関事務</p> <p>【平成28年度～】</p>	<p>・すべての都道府県・市町村・一部事務組合等に平成28年4月からの設置が義務付けられた「行政不服審査会」について、県内市町等の事務を県が受託。</p> <p>・審査件数の少ない団体では限られた職員でのノウハウ蓄積が困難であること、また県市町共通の事務である中、各団体が単独設置することは非効率でもあることから、市町からは県での一括実施が求められていた。</p> <p>[実績] 28市町組合の事務を県で処理（11月現在：処理1件）。上記委託団体を対象に、事務処理手続きの研修会を開催</p>

- ＜その他の連携＞
- 県市町間の人事交流（H17～28の累計） 県→市町：454人[37人/年]、市町→県：503人[42人/年]、県市町計：957人
  - 広島県地域保健医療推進機構の設置（県・市町・県医師会・広島大学等で構成。医師（看護師）の確保、医療介護推進体制構築）
  - 指定都市との連携・役割分担の取組（中小企業相談、試験研究・産業支援、児童相談、都心活性化など）

#### ■今後、新たに検討着手する分野

物品調達	(例) 県の物品調達電子入札システムの共同利用
水道	(例) 県及び市町の水道事業の広域連携
医療介護	(例) 地域医療データ等について市町との共有
社会資本	(例) 工事積算・現場監督指導など専門業務の支援

#### 県市町に共通する事務で

専門性が高いもの、市町単独での処理が困難であるもの、一体的に実施することが効率的なものなどを中心に、対象テーマ・具体的な方向性を整理する予定。